

# 兵庫県公報

令和3年7月27日 火曜日 第228号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 令和3年度第2回危険物取扱者試験の実施（消防課）	1
○ 令和3年度クリーニング師試験の実施（生活衛生課）	2
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	4
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	9
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（但馬県民局）	9
○ 同 上（同）	10
○ 道路の位置指定（丹波県民局）	11
<b>公 告</b>	
○ 環境影響評価方法書の作成及び縦覧（都市計画課）	11
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	12
○ 同 上（同）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	15
○ 同 上（同）	15
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	15
<b>教育委員会公告</b>	
○ 入札公告（県立姫路工業高等学校）	16
○ 同 上（県立洲本実業高等学校）	18
<b>正 誤</b>	
○ 令和3年3月31日付け兵庫県公報第24号外中	20

## 告 示

### 兵庫県告示第791号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 試験日時

令和3年9月26日(日) 神戸市、姫路市、加古川市、豊岡市、丹波篠山市及び洲本市

甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後2時30分まで

## 2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63
姫路	姫路獨協大学	姫路市上大野7丁目2-1
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902-4
豊岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660-5
丹波篠山	県立篠山産業高等学校	丹波篠山市郡家403-1
洲本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8-65

## 3 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

## (1) 書面申請

## ア 申請方法

受付期間内に受験願書を一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部に申請する。

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局・県民センターにおいて、令和3年4月中旬から配布している。詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

## イ 受付期間

令和3年8月9日(月・祝)から同年8月19日(木)まで

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

郵送の場合は、簡易書留郵便で送付すること(受付最終日消印有効)。

## (2) 電子申請(インターネットによる申請)

## ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから、案内に従い申請に必要な事項の入力を行い申請する。詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

## イ 受付期間

令和3年8月6日(金)午前9時から同月16日(月)午後5時まで

## 4 問合せ先

## (1) 試験全般(電子申請を除く。)

〒650-0024 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話 (078)385-5799

## (2) 電子申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

電話 (0570)07-1000

## 兵庫県告示第792号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、令和3年度クリーニング師試験を次

のとおり実施する。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

令和3年11月6日（土）午前10時から

2 試験場所

神戸市東灘区御影中町8-4-14 BEAUTY ARTS KOBE 日本高等美容専門学校

3 試験科目

(1) 筆記試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 技能試験

- ア 繊維の鑑別
- イ 薬品の鑑別
- ウ ワイシャツのアイロン仕上げ（しめしこみ作業含む。）

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

5 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等（神戸市にあっては各衛生監視事務所、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市にあっては各保健所。以下同じ。）において配布する。

イ 写真1枚

出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさとし、その裏面に氏名を記入したもの

ウ 履歴書

エ 受験資格を証する書類

卒業（修了）証明書の原本、卒業（修了）証書の写し、資格認定書の写しのうちいずれか。ただし、写しの場合は、提出先の健康福祉事務所若しくは保健所等又は兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課において、本証と照合し、相違ない旨の確認を得たもの

オ 受験者の氏名等が上記エに掲げる書類に記載されている氏名等と異なる場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人にあっては、住民票の写しその他の当該者に係る書類であることを証する書類）を提示すること。

(2) 提出期間

令和3年9月13日（月）から同月17日（金）までの毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に原則持参すること。

兵庫県内に住所を有しない者及び兵庫県内に住所を有するがやむを得ず郵送する者については、令和3年9月17日（金）までの消印のある簡易書留に限り兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課にて受け付ける。

(3) 提出先

ア 兵庫県内に住所を有する者

住所地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等

イ 兵庫県内に住所を有しない者

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課

なお、兵庫県内のクリーニング所に勤務する者で、受付時間内に上記ア又はイに提出することが困難な者については、就業地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等に提出することができる。

(4) 手数料

7,000円額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後、手数料は返還しない。

6 携帯品

受験票、筆記具（黒鉛筆及び消しゴム）、昼食、カッターシャツ1枚

【カッターシャツの規格】

えり付き、大人男性用、白無地、長袖、綿100パーセント、形状記憶処理のしていないもの、背中にタックのあるもの、事前にプレスされていないもの

7 合格者の発表

(1) 日時

令和3年12月13日（月）午前10時（ホームページには同日正午公開）

(2) 場所

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等において合格者の受験番号を掲示する。



兵庫県告示第793号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

南淡南部土地改良区

退任役員

役員の区分  
理事

氏名  
山口高司

住所  
南あわじ市阿万塩屋町2103番地1



兵庫県告示第794号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

養父市上箇字池谷13の1、13の2、15から20まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字池谷19・20（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第795号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
養父市上野字末谷83の1、84
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字末谷83の1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第796号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和3年7月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町



**兵庫県告示第797号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年6月15日から同年11月30日まで
- 3 作業地域  
宍粟市千種町岩野辺地内



**兵庫県告示第798号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年5月7日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
豊岡市小島地内



**兵庫県告示第799号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年6月10日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
朝来市多々良木地内



**兵庫県告示第800号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年6月21日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域  
朝来市和田山町栄町地内



**兵庫県告示第801号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年6月23日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域  
朝来市和田山町弥生が丘地内



**兵庫県告示第802号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年6月4日から令和4年1月11日まで
- 3 作業地域  
香美町香住区余部地内



**兵庫県告示第803号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年6月14日から令和4年1月11日まで
- 3 作業地域  
新温泉町熊谷地内



**兵庫県告示第804号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
令和3年5月25日から同年9月30日まで
- 3 作業地域  
香美町小代区大谷地内



**兵庫県告示第805号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
令和3年5月25日から同年9月30日まで
- 3 作業地域  
香美町村岡区原地内



**兵庫県告示第806号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年6月17日から令和4年1月11日まで
- 3 作業地域  
新温泉町三尾地内



**兵庫県告示第807号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年3月1日から同月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市塩瀬町名塩及び名塩東久保地内



**兵庫県告示第808号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年4月12日から同年5月26日まで
- 3 作業地域  
尼崎市潮江四丁目地内



**兵庫県告示第809号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（街区多角点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和3年4月19日から同年5月25日まで
- 3 作業地域  
西宮市中屋町地内



**兵庫県告示第810号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（街区多角点及び4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和3年4月19日から同年6月2日まで
- 3 作業地域  
西宮市戸崎町地内

~~~~~

**兵庫県告示第811号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、太子町JR網干駅西南土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
組 合 の 名 称 太子町JR網干駅西南土地区画整理組合  
事務所の所在地 揖保郡太子町東南51番地1  
設立認可の年月日 平成24年11月6日

2 届出の内容

|       | 氏 名     | 住 所            |
|-------|---------|----------------|
| 理 事 長 | 前 田 晏 伯 | 姫路市網干区高田327番地  |
| 副理事長  | 富 岡 良 宏 | 揖保郡太子町糸井210番地  |
| 同     | 松 本 春 雄 | 同 郡同 町糸井191番地7 |
| 理 事   | 河 岸 昇   | 同 郡同 町糸井350番地3 |
| 同     | 黒 田 剛   | 同 郡同 町糸井285番地1 |
| 同     | 富 岡 慎 一 | 同 郡同 町糸井53番地10 |

~~~~~

**兵庫県告示第812号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業のうち、べにずわいがにかご漁業につきその許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

制限措置						
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
べにずわいがにかご漁業	別記1	9月1日から翌年6月30日まで	定めなし	20トン未満	2隻	別記2

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和3年7月27日から同年8月20日まで
- 3 備考

- (1) 許可の有効期間  
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年6月30日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件  
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる条件を付することがある。  
ア 水深800メートル以浅の海域においては操業してはならない。

- イ 使用漁具数は3連以内とする。
- ウ かごに使用する網目の内径は15センチメートル以上、かごの側面最下部に形成される菱形状の各網目の対角線のうち、かご枠底縁により平行となるものの長さの平均値（当該対角線の長さの総和を当該網目数で除して得た数値）及び当該各網目の当該対角線以外の対角線の長さの平均値は、いずれも10センチメートル以上でなければならない。
- エ 漁具標識については、連の両端に方50センチメートル以上の赤旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げたボンテン竿を付し、その中央より下部に横13センチメートル以上、縦18センチメートル以上の大きさの札を付し、旗及び札には上から順に県名、連番号、船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。また、ブイには全て船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。  
なお、音波浮上式ブイの使用は禁止する。

別記1 操業区域

北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面

別記2 漁業を営む者の資格

県内に住所を有し、次に掲げる主たる根拠地で知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者

- (1) 豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡城崎町、同郡竹野町）
- (2) 香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）
- (3) 新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）



兵庫県告示第813号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業のうち、べにずわいがにかご（暫定水域特別調査）漁業につきその許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

制限措置						
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
べにずわいがにかご（暫定水域特別調査）漁業	別記1	9月1日から翌年5月31日まで	定めなし	20トン未満	2隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年7月27日から同年8月20日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間  
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年6月30日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件  
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる条件を付することがある。

ア 水深800メートル以浅の海域においては操業してはならない。

イ 使用漁具数は1連以内とする。

ウ かごに使用する網目の内径は15センチメートル以上、かごの側面最下部に形成される菱形状の各網目の対角線のうち、かご枠底縁により平行となるものの長さの平均値（当該対角線の長さの総和を当該網目数で除して得た数値）及び当該各網目の当該対角線以外の対角線の長さの平均値は、いずれも10センチメートル以上でなければならない。

エ 漁具標識については、連の両端に方50センチメートル以上の赤旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げたボンテン竿を付し、その中央より下部に横13センチメートル以上、縦18センチメートル以上の大きさの札を付し、旗及び札には上から順に県名、「暫定」の文字、船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。また、ブイには全て船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。

なお、音波浮上式ブイの使用は禁止する。

オ ベにずわいがに暫定水域特別調査が終了または中止された場合には、直ちに操業を中止し、許可証を返納しなければならない。

別記1 操業区域

北緯37度30分10秒以南、北緯36度56.2分以北、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面

別記2 漁業を営む者の資格

兵庫県知事からせん漁業（漁業種類：べにずわいがにかご漁業）の許可を受け、かつ同漁業の許可を受けた船舶を使用する者



兵庫県告示第814号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H29丹波位置 0001号	3.7.2	丹波市氷上町上成松字宮ノ下223番6の一部、	5.00	49.39
		233番6地先里道、233番6地先水路、239番の	5.00～6.00	5.34
		一部	6.00	16.45

公 告

環境影響評価方法書の作成及び縦覧

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第5条第1項の規定により、都市計画対象道路事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第7条の規定により、次のとおり公告し、方法書及び要約書を縦覧に供する。

なお、方法書について環境の保全の見地から意見を有する者は、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第8条第1項の規定により、兵庫県知事又は神戸市長に意見書を提出することができる。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 都市計画決定権者の名称

名称	代表者の氏名	住所
兵庫県	兵庫県知事 井戸敏三	神戸市中央区下山手通五丁目10番1号
神戸市	神戸市長 久元喜造	神戸市中央区加納町六丁目5番1号

2 都市計画対象道路事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称  
（仮称）播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）
- (2) 種類  
一般国道の改築
- (3) 規模  
延長 約36キロメートル  
車線数 4車線

- 3 都市計画対象道路事業が実施されるべき区域  
神戸市、明石市、加古郡稲美町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市及び姫路市
- 4 都市計画対象道路事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
神戸市、明石市、加古郡稲美町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市及び姫路市
- 5 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧の場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、兵庫県農政環境部環境管理局水大気課環境影響評価室、神戸市都市局都市計画課、神戸市環境局環境保全部環境都市課、姫路市都市局まちづくり部都市計画課、明石市都市局道路安全室道路整備課、加古川市環境部環境政策課、高砂市生活環境部環境経済室環境政策課、稲美町地域整備部都市計画課、播磨町都市計画グループ及び国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所調査課
  - (2) 期間  
令和3年7月27日から同年8月26日まで
  - (3) 時間  
午前9時から午後5時まで
- 6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項  
環境保全の見地から意見を有する者は、意見書を、提出期限までに、郵送（当日消印有効）又は持参により提出することができる。なお、電子申請等以下に示す方法でも意見書を提出することができる。  
兵庫県電子申請システム  
<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1622083078486>  
神戸市ホームページ  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a84931/20210615.html>
  - (1) 提出期限  
令和3年7月27日から同年9月9日まで
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課（〒650-8567 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号）  
神戸市都市局都市計画課（〒651-0083 神戸市中央区浜辺通二丁目1番30号三宮国際ビル6階）
  - (3) その他意見書の提出に必要な事項
    - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
    - イ 意見書の提出の対象である方法書の名称を記載すること。
    - ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見を、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。
- 7 その他  
方法書及び要約書については、前記5(2)の期間中以下のホームページで閲覧することができる。  
兵庫県ホームページ [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/assess\\_harimarinkai.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/assess_harimarinkai.html)  
神戸市ホームページ <https://www.city.kobe.lg.jp/a84931/20210615.html>
- 8 問合せ先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課施設班  
電話 (078) 362-4307  
神戸市都市局都市計画課  
電話 (078) 595-6702

~~~~~

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ東山店  
 所在地 姫路市東山181-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

| 名称             | 住所                 | 代表者の氏名 |
|----------------|--------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号   | 平尾 健一  |
| 株式会社いない        | 鳥取県倉吉市河原町1770番地    | 稲井 陽一郎 |
| 株式会社未来屋書店      | 千葉県美浜区中瀬一丁目6番地     | 松田 裕史  |
| ゴダイ株式会社        | 姫路市綿町104番地スクエアビル2F | 浦上 晃之  |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

| 名称             | 住所                 | 代表者の氏名 |
|----------------|--------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号   | 平尾 健一  |
| 株式会社いない        | 鳥取県倉吉市河原町1770番地    | 天野 達也  |
| 株式会社未来屋書店      | 千葉県美浜区中瀬一丁目6番地     | 松田 裕史  |
| ゴダイ株式会社        | 姫路市綿町104番地スクエアビル2F | 浦上 晃之  |
    - イ 変更後
 

| 名称             | 住所                 | 代表者の氏名 |
|----------------|--------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号   | 平尾 健一  |
| 株式会社いない        | 鳥取県倉吉市河原町1770番地    | 稲井 陽一郎 |
| 株式会社未来屋書店      | 千葉県美浜区中瀬一丁目6番地     | 松田 裕史  |
| ゴダイ株式会社        | 姫路市綿町104番地スクエアビル2F | 浦上 晃之  |
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

| 名称               | 住所               | 代表者の氏名 |
|------------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社   | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |
| 株式会社いない          | 鳥取県倉吉市河原町1770番地  | 天野 達也  |
| 株式会社未来屋書店<br>外2者 | 千葉県美浜区中瀬一丁目6番地   | 松田 裕史  |
    - イ 変更後
 

| 名称               | 住所               | 代表者の氏名 |
|------------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社   | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |
| 株式会社いない          | 鳥取県倉吉市河原町1770番地  | 稲井 陽一郎 |
| 株式会社未来屋書店<br>外2者 | 千葉県美浜区中瀬一丁目6番地   | 松田 裕史  |
- 4 変更年月日  
令和3年3月1日
- 5 届出年月日  
令和3年7月5日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
令和3年7月27日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和3年11月29日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーホームセンターいない龍野店  
所在地 たつの市揖保町揖保中130番地1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|         |                 |        |
|---------|-----------------|--------|
| 名称      | 住所              | 代表者の氏名 |
| 株式会社いない | 鳥取県倉吉市河原町1770番地 | 稲井 陽一郎 |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

- ア 変更前  
龍野市揖保町揖保中130番地1 ほか
- イ 変更後  
たつの市揖保町揖保中130番地1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ア 変更前
 

|         |                 |        |
|---------|-----------------|--------|
| 名称      | 住所              | 代表者の氏名 |
| 株式会社いない | 鳥取県倉吉市河原町1770番地 | 稲井 範行  |
- イ 変更後
 

|         |                 |        |
|---------|-----------------|--------|
| 名称      | 住所              | 代表者の氏名 |
| 株式会社いない | 鳥取県倉吉市河原町1770番地 | 稲井 陽一郎 |

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ア 変更前
 

|         |                 |        |
|---------|-----------------|--------|
| 名称      | 住所              | 代表者の氏名 |
| 株式会社いない | 鳥取県倉吉市河原町1770番地 | 稲井 範行  |
- イ 変更後
 

|         |                 |        |
|---------|-----------------|--------|
| 名称      | 住所              | 代表者の氏名 |
| 株式会社いない | 鳥取県倉吉市河原町1770番地 | 稲井 陽一郎 |

4 変更年月日

令和3年3月1日ほか

5 届出年月日

令和3年7月5日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和3年7月27日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年11月29日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市末広三丁目118番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市飾東町豊国289番地の1  
株式会社城山ホールディングス 代表取締役 寺尾 正
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和3年3月29日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-28号（2三木）

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市垂井町1043番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市安田一丁目9番地  
有限会社ハウスらんど 代表取締役 伊達敏行
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年11月18日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-15号（2小野）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第80号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年7月27日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

- 2 老人ホームの表神戸市の項中

「

を  
「

|                                 |
|---------------------------------|
| 社会福祉法人 有隣会 特別養護老人ホーム 西神戸エルダーハウス |
|---------------------------------|

|                 |
|-----------------|
| 同 市西区平野町印路887-8 |
|-----------------|

|                                  |
|----------------------------------|
| 社会福祉法人 神戸日の出会 特別養護老人ホーム サンホーム神戸西 |
|----------------------------------|

|                 |
|-----------------|
| 同 市西区平野町印路887-8 |
|-----------------|

に改める。

### 教育委員会公告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年7月27日

契約担当者

兵庫県立姫路工業高等学校長 三輪 智 英

#### 1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

普通旋盤デジタル化対応実習システム一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和4年3月15日（火）

(4) 納入場所

県立姫路工業高等学校（詳細は仕様書に記載のとおり）

姫路市伊伝居600番地1

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒670-0871 姫路市伊伝居600番地1

兵庫県立姫路工業高等学校 事務室 担当 浅野

電話 (079) 284-0111 F A X (079) 284-0112

- (2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和3年7月27日(火)から同年8月13日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

令和3年9月7日(火) 午前10時30分 兵庫県立姫路工業高等学校

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和3年9月6日(月)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、同等品で応札する場合には次により書類を提出すること。

##### ア 受付期間

令和3年7月28日(水)から同年8月20日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

##### イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

##### ウ 提出書類

仕様確認申込書及びカタログ等の仕様を確認できる書類。

##### エ 提出方法

持参、郵送又はF A Xにより提出すること。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

#### 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年9月3日(金)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和3年9月14日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Tomohide Miwa, Principal of Hyogo Prefectural Himeji Technical High School

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 set of Lathe digitalization training system

(3) Delivery period: March 15, 2022

(4) Delivery location:

Hyogo Prefectural Himeji Technical High School(details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 13, 2021

(6) Deadline for tender:

10:30 September 7, 2021 by direct delivery

17:00 September 6, 2021 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Asano, School Office, Hyogo Prefectural Himeji Technical High School

600-1 Idei, Himeji, Hyogo 670-0871

Tel (079) 284-0111

Fax (079) 284-0112

~~~~~

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年7月27日

契約担当者

兵庫県立洲本実業高等学校長 下 條 謙一郎

## 1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

立フライス盤（設置工事）一式 外3件

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和4年3月31日（木）

(4) 納入場所

兵庫県立洲本実業高等学校

洲本市宇山2丁目8番65号

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒656-0012 洲本市宇山2丁目8番65号  
兵庫県立洲本実業高等学校 担当 西内  
電話 (0799) 22-1240 F A X (0799) 22-2583

- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和3年7月27日（火）から同年8月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

- (3) 申込書の提出期限  
この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。  
令和3年7月27日（火）から同年8月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

- (4) 入札・開札の日時及び場所  
令和3年8月23日（月）午前11時 兵庫県立洲本実業高等学校 会議室

- (5) 入札書の提出期限  
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和3年8月20日（金）午後5時までに、上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年8月19日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立洲本実業高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立洲本実業高等学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。

こと。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和3年8月30日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第90条の規定に該当する入札及び申込書等又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

イ 入札時点において、前記2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

ウ 入札保証保険の保険期間が、上記イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。

エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of the head of the procuring entity:

Shimojo Kenichiro, Principal of Hyogo Prefectural Sumoto Industrial Senior High School

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Installation work of vertical milling machine and 3 other machines.

(3) Contract fulfillment period:

March 31, 2022

(4) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 6, 2021

(5) The place for direct delivery:

At a meeting room of Sumoto Industrial Senior High School

(6) Deadline for tender:

11:00 August 23, 2021 by direct delivery

17:00 August 20, 2021 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms.Nishiuchi, Office, Sumoto Industrial Senior High School in Hyogo

2-8-65 Uyama, Sumoto City, Hyogo 656-0012

TEL (0799)22-1240 FAX (0799)22-2583

正

誤

兵庫県訓令第3号（決裁規程等の一部を改正する訓令）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	上から10	「知事公室、」	「知事公室長、」
8	上から24	「第7条第3項」	「第7条第3項ただし書」
10	下から2	54の14 道路法第48条の34の規定に基づき、道路標識を設けること。 54の15 道路法第48条の37第1項の規定に基づき、利便施設協定を締結し、道路外利便施設の管理をすること。	54の14 道路法第48条の34の規定に基づき、道路標識を設けること。